フランスの公文書館制度及び フランス国立公文書館視察報告

国立公文書館 統括公文書専門官室 公文書専門官

小宮山 敏和 こみやま・としかず

国立公文書館 統括公文書専門官室 公文書専門員

太田 由紀 おおた・ゆき

1. はじめに

は、2013年1月に国立公文書館¹ ピエールフィット=シュル=セーヌ館が開館した。2001年に新館建設が発表されて以降、10年以上の歳月をかけて建設された新館とそれを支えるフランスの国立公文書館制度は、フランスのアーカイブズに対する認識を体現したものとも捉えられる。昨今関心が高まりつつある我が国の公文書館制度においても、参考とすべき点は大いにあるのではないだろうか。2013年ICA年次会合のおりに、当館出張者はフランスまで足を伸ばし、国立公文書館パリ館及びピエールフィット=シュル=セーヌ館を視察する機会を得た。本稿では、我が国の公文書館制度を考える材料の一つとして、フランスの公文書館制度及び視察時の内容を紹介することとしたい。

近代的文書館制度のはしりとされるフランスで

2. フランスの公文書館制度

2.1 文化遺産法典

日本では、2009年7月に公布され2011年4月に施行された「公文書等の管理に関する法律」により、統一的な行政文書の管理ルールや歴史公文書等の保存及び利用のルールが規定されている²。

一方、フランスにおいてはじめて文書保存の統一的法規が制定されたのは1979年の「アーカイブズ保存に関する1979年1月3日法」(Loi n°79-18 du 3 janvier 1979 sur les archives)であり 3 、現在のフランスにおける文書管理に関する基本法

令は、2004年に制定された文化遺産法典(Code du patrimoine)⁴ である。これは、図書、博物館、考古学、歴史的建造物など、分散していた文化遺産に関する諸法令を一元化・一覧化したもので、この法典⁵ の第2編「アーカイブズ(Archives)」に1979年法が修正の上、収められている。この第2編において、公文書の収集、保存、選別のほか、私文書の保存や裁判所の視聴覚記録の作成が規定されている⁶。

同法典L第211-1条においてアーカイブズ (archives) は「その日付、保存場所、形態及び媒体の如何を問わず、あらゆる自然人又は法人及びあらゆる公的又は私的な機関又は団体によって、その職務上、作成又は取得された記録(documents)の総体」と定義されている。

公文書(archives publiques)は、L第211-4条において「国、地方公共団体、公施設法人及び公役務を担う公法上のその他の法人又は私法上の法人が公役務の任務における活動により生じた記録(documents)」と「裁判所付属吏の作成した原本及び帳簿類」とされ、私文書(archives privées)はL第211-5条で、これら以外の記録(documents)の総体とされる。

なお、文化遺産法典は法律の部 (partie législative) と規則の部⁷ (partie réglementaire) から構成されており、Lではじまる条文は法律の部の条文を、Rではじまる条文は規則の部の条文であることを示している。

2.2 アーカイブズ制度に関わる行政組織

2.2.1 中央政府

(1) 文化通信省

現在、フランスにおいて、アーカイブズ政策全体を担っているのは、文化通信省(Ministère de la Culture et de la Communication)である⁸。1897年に公教育・美術省(Ministère de l'Instruction publique et des Beaux-Arts)のもとにアーカイブズ管理部門(direction des Archives)が誕生してから1959年に至るまで、教育を担当する省がアーカイブズ管理部門を所管してきた。1959年に国民教育省(Ministère de l'Éducation nationale)から、文化通信省の前身である文化省(Ministère des Affaires culturelles)が独立発足した際に、アーカイブズ管理部門も文化省に移管され、それ以来、文化担当の省がアーカイブズ政策を担当している。

大臣はデクレ(政令)によって大統領から任命される。2014年1月時点の文化通信大臣はオレリー・フェリペティ(Aurélie Filippetti)氏である⁹。文化通信大臣の職務は、「2012年5月24日付文化通信大臣の権限に関するデクレ第2012-776号」¹⁰に規定されているが、その主な役割は、「人類、特にフランスが育んだ主要作品へのアクセスの推

進」を行うこと、そのために「文化遺産の保護・ 活用」「芸術創造の推進」「子供・若者への芸術教 育」「地域文化政策との連携」「文化産業振興」 「国際文化交流」を行うことなどとされている。

(2) 文化通信省・文化遺産総局の組織概要

文化通信省は、日本の本省にあたる中央行政機関(administration centrale)、地方出先機関である地方圏文化局(Direction régionale des Affaires culturelles:DRAC)¹¹、及び中央と地方出先機関の中間的役割を担う全国管轄部局(services à compétence nationale:SCN)¹² からなり、さらに公施設法人(établissements publics:EP)¹³ を有する。

中央行政機関は「文化通信省の中央行政の役割と組織に関する2009年11月11日付デクレ第2009-1393¹⁴」第1条の規定により、事務局と、文化遺産総局、芸術創造総局及びメディア・文化産業総局の3つの総局からなる。これらのうち、文化遺産総局(Direction générale des Patrimoines)がアーカイブズ政策に携わる。文化遺産総局は同11月11日付デクレにより、フランス博物館局(Direction des Musées de France)、フランス公文書館局(Direction des Archives de France)及び建築遺産局(Direction de l'Architecture et du Patrimoine)

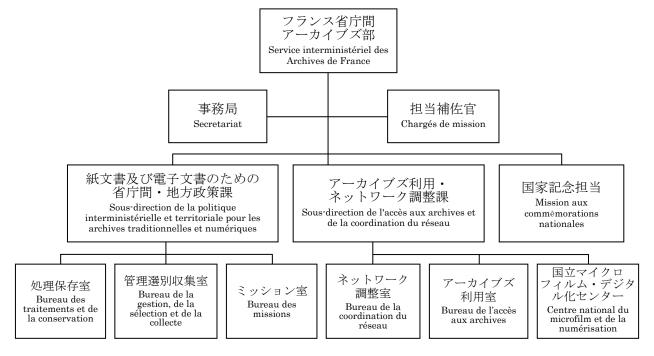


図1 フランス省庁間アーカイブズ部組織図

出典: Archives de France組織図 (2014年1月2日版) より作成

が統合して、2010年1月13日に創設されたもので ある。

このデクレ第3条において、文化遺産総局の任務は、「建築、アーカイブズ、博物館、歴史的建造物及び遺跡に関する政策を策定、調整、評価すること」と規定されている。

(3) フランス省庁間アーカイブズ部の組織概要

文化遺産総局の下には、「文化遺産総局の役割と 組織に関する2009年11月17日付アレテ(省令)¹⁵」 第1条により建築部、フランス省庁間アーカイブ ズ部、フランス博物館部、及び文化遺産部の4つ の専門部局が設置されている。アーカイブズ政策 を担うのは、フランス省庁間アーカイブズ部 (Service interministeriel des Archives de France: SIAF)である。フランス省庁間アーカイブズ部 (SIAF)は前述アレテ第3条により、2課、1担当、 5室及び1センターで構成されている(図1)¹⁶。 フランス省庁間アーカイブズ部(SIAF)は国防 省、外務省をのぞく行政機関のアーカイブズ管理 を監督するが(R第212-1条)、その主な所轄事項 は以下のとおりである。

- ・フランス省庁間アーカイブズ委員会 (Comité interministériel aux Archives de France¹⁷) の方向性の範囲内で、行政、市民、学術、文化の目的のために、公文書の収集、保存、利用、活用に関する国の活動を決定、調整、評価。
- ・歴史的及び公益の観点から、私文書の保護に留 意。
- ・文化遺産監査担当 (l'inspection des patrimoines) と連携し、国による公文書と私文書の学術・技 術的管理を実施。
- ・アーカイブズ高等評議会¹⁸(Conseil supérieur des archives) の事務局を担当。
- ・アーカイブズに関わる地方分散化組織 (services déconcentrés)、全国管轄部局 (SCN) 及び地方分権組織 (services décentralisés) の活動の調整と評価。
- ・財務総務課及び文化遺産総局の関連部局と連携 し、中央行政機関、地方分散化組織、全国管轄 部局及び県公文書館の財政と人事を評価し、予

算配分に関与。

フランス省庁間アーカイブズ部(SIAF)の2 課・1担当の各職掌は以下のとおりである。

①紙文書及び電子文書のための省庁間・地方政策 課

- 関連法令の規定を作成。
- ・各省の関係部局や関係機関、各省のアーカイブ ズミッション長、国立公文書館の部局及び地方 公文書館長と協議し、学会等と協力して、公文 書の管理、評価、選別、収集の規則と基準を決 定。
- ・国立公文書館と連携して、各省のアーカイブズ ミッション長の活動を調整及び支援し、各省及 び受入機関の文書保存政策の決定及び移管に 関与。
- ・国の遺産に関係する他の機関とも連携して、国 の私文書収集政策、特に獲得方法を策定、実行、 調整。フォンド (fond、同出所資料群)を豊富 にする政策を支持し、私文書保護のために文化 遺産法典が規定する方策を実施。
- ・アーカイブズの保存と分類、レファレンス、検索ツール及び電子化についての基準等を策定。
- ・国の現代化を担当する部局と協力して、電子文 書の処理と保存の政策を促進。技術の基準とガ イドラインを決定し、よりよい技術を保証し、 専門知識を提供。
- ・アーカイブズの建築の整備・設計のプロジェクトに注力し、技術許可を与える。

②アーカイブズ利用・ネットワーク調整課

- ・アーカイブズの利用に関する政策を調整。
- ・文化遺産法典が定める利用の規則に関する例外 措置を定める。行政文書アクセス委員会 (Commission d'accès aux documents administratifs)、 情報自由委員会(Commission nationale de l'informatique et des libertés) 及び統計秘密保護委員会 (Comité du secret statistique) との関係を保つ。
- ・利用のうち特に、秘密情報、遠隔地利用及び電子情報の再利用に関する基準を定め、勧告を発する。
- ・文化遺産総局が行う普及政策の決定及び実施に

関与。

- ・管轄下にあるインターネットサイトにおける電子データの提供に責任を持ち、国益となる検索ガイド、検索補助ツールの開発に関与。
- ・公立または私立のアーカイブズ機関のネット ワークを活性化させる。国と地方のアーカイブ ズ機関の組織の問題を見守る。アーカイブズの 国際協力を実施。
- 初期研修と生涯研修の企画に関与。
- ・管轄部局及び地方分散化組織と連携しつつ、 アーカイブズに関する地方分散化政策及び国 土整備計画に従い、地方公共団体との協力プロ グラムを推進。
- ・ネットワークにより統計情報を集め、フランス の公文書館の活動報告書を作成し、全国管轄組 織と連携して将来に向けた分析を行なう。
- ・国立マイクロフィルム・デジタル化センター (centre national du microfilm et de la numérisation: CNMN) は国立公文書館のバックアップのため の媒体と他の公文書館から預けられている媒 体を保存するためのマイクロ化、電子化を保証 する。

③国家記念担当

- ・国家記念政策の範囲内で行われる活動を支援、 協調。
- ・国家記念高等委員会¹⁹ (Haut comité des Célébrations nationales) の事務局を担当。

なお、紙文書及び電子文書のための省庁間・地 方政策課のミッション室(Bureau des Missions)は、 フランス独自の制度であるミショネール (missionaire)が所属する組織であり、各省に派 遣されたミショネールの調整等を行っている。ミ ショネールの派遣は、1952年に始まり、1970年から1980年にかけて派遣先省が広がった。ミショネールとは、コンセルヴァトゥール²⁰ (conservateur)の資格をもつ者のうち、各省とSIAFの協定により 各省に派遣され、派遣先各省において公文書管理 全体を学術的・技術的に監督し、文書の収集を保 証している者のことである。派遣先機関の職員の 協力のもと、文書類型ごとの保存期間や満了後の 措置を記入した「文書管理表」(tableaux de gestion) の作成業務にあたるほか、各省ごとに数名派遣されているミショネールの長を務めるミッション長が、文書の廃棄にあたっては許可(visa)を出す。現在のミショネールは文化遺産法典及び2001年11月2日の首相通達²¹ (Circulaire) により権限を与えられている。

ミショネールは、下記3組織との関係間で協調 しながらその役割をこなしている²²。

- ・国立公文書館:歴史的文書の収集、評価選別、 目録記述、国立公文書館への移管及び閲覧提供 に関与。
- ・行政機関:文書保存機能を有する組織への協力、 文書管理政策及び当該組織の文書の移管と廃 棄の指針(文書管理表)の設定、人材養成、中 間書庫機能の管理。
- ・文化通信省:公役務を担う私的組織である公施 設法人 (EP)、全国管轄部局 (SCN)、公益法人 (les groupement d'intérêt public:GIP)、及び経営 利益団体 (les groupements d'intérêt économique: GIE) などの実施機関のアーカイブズの管理に 関する学術的・技術的管理。各省の行政と法律 の現状に関する情報提供。

公文書の移管・廃棄の基準については、省ごとに文書の移管と保存の管理が通達によって定められている²³。公文書の移管と廃棄については、L第 212-2条に基づいている。

2.2.2 国立公文書館の体制

フランスでは行政機関の行政文書は、国防省と 外務省をのぞき、国立公文書館へ移管される。

(1) 国立公文書館の概要

フランスの国立公文書館の機能は、次の文書を 収集、選別、分類、保存、閲覧提供、及び活用す ることとされている(R第212-8条)。

- ・中央行政機関、及び憲法上定められた諸権限の 文書
- ・国の公施設法人及びその他の公法上の法人と私 法上の組織でフランス全土に権限が及んでい る、あるいは及んでいた公役務の管理や役割を

担うものの文書

・その他の文書で有償又は無償、一時的又は最終 的に寄贈される又は寄贈されたもの、寄託され る又は寄託されたもの。

なお、国立公文書館は次の3組織から構成される(カッコ内の日本語は所在地)。

- 国立公文書館(パリ、フォンテーヌブロー、ピエールフィット=シュル=セーヌ) (Archives nationales site de Paris, Fontainebleau et Pierrefitte-sur-Seine:AN)
- ・国立海外文書館 (エクサンプロバンス)(Archives nationales d'outre-mer:ANOM)
- ・国立労働文書館(ルーベ)(Archives nationales du monde du travail:ANMT)

これらの国立公文書館3組織(AN, ANOM, ANMT)は、2006年11月24日のアレテ²⁴の規定により、2007年1月よりそれぞれ全国管轄部局(SCN)になっている。

(2) 国立公文書館(パリ館、フォンテーヌブロー館、ピエールフィット=シュル=セーヌ館)の 所掌事務

この3館は所在が異なるが、組織図上は、3館で1つの組織になっている(図 2^{25})。専門4局の所管業務は以下のとおりである 2^{26} 。

フォンド局(Direction des fonds)

- ・他の部局と連携し、国立公文書館の収集基準対象である公文書、及び私文書の収集、選別、研究、分類、目録作成に関する職務にあたる。これらの文書は、学術支援局の管轄にある電子文書と視聴覚資料も含む。
- ・利用局と連携して文書の検索、閲覧及び活用に携わる。

② 利用局 (Direction des publics)

- 閲覧室及び図書室の運営。
- ・文書調査レファレンス、文書の提供。
- ・所蔵資料及び国立公文書館が所在する歴史的建 造物において保存されている文化財の活用。
- ・すべての国民、特に若者、文化から遠い者に対 して、公文書館が所蔵する文書の市民的、文化

的価値への関心を高める活動。

- 博物館スペースにおける活動。
- ③ 学術支援局 (Direction de l'appui scientifique)
- ・アーカイブズの物質的、予防的、治療的保存。
- ・保存スペース、特に受け入れ時の保存スペース の管理。
- ・情報システムの制御。
- ・フォンド局と連携した、電子文書と視聴覚資料 の収集、選別、分類、目録作成及び閲覧提供。
- ・電子文書保存プロジェクトの実施
- ④ 管理財務局 (Direction administrative et financière)
- ・人事管理、予算会計管理、経営管理、法務、広報、不動産管理、ロジスティック、保安業務。

(3) 国立公文書館(AN)の所蔵収集対象

2013年1月にピエールフィット=シュル=セーヌ 館が建設され、3館体制になったことで、3館間 で収集対象が明確に分けられることになった。そ れぞれの収集対象は以下のとおりである²⁷。

- ・パリ館:フランス革命以前(アンシャン・レジーム)の文書及びパリ市公証人の文書。
- ・フォンテーヌブロー館:特別な資料群(1930年 以降の帰化文書、1960年以降の公務員の文書、 乗り物の許可文書など)、視聴覚資料、建築家 私文書。
- ・ピエールフィット=シュル=セーヌ館:フォン テーヌブローに特別に保存されたフォンドを 除く、1790年以降今日に至るまでの公文書及び すべての時代の私文書。

(4) 国立海外文書館(ANOM)の所掌事務²⁸

- ・海外フランス植民地の公文書の収集、選別、分 類、目録作成、保存、修復、提供及び活用。
- ・海外フランス植民地に関する私文書の収集、寄贈等による受入、選別、目録作成、保存、修復、 提供及び活用。
- ・活動推進に必要な情報の収集、研究成果の公表。 国内外の研究者との提携。

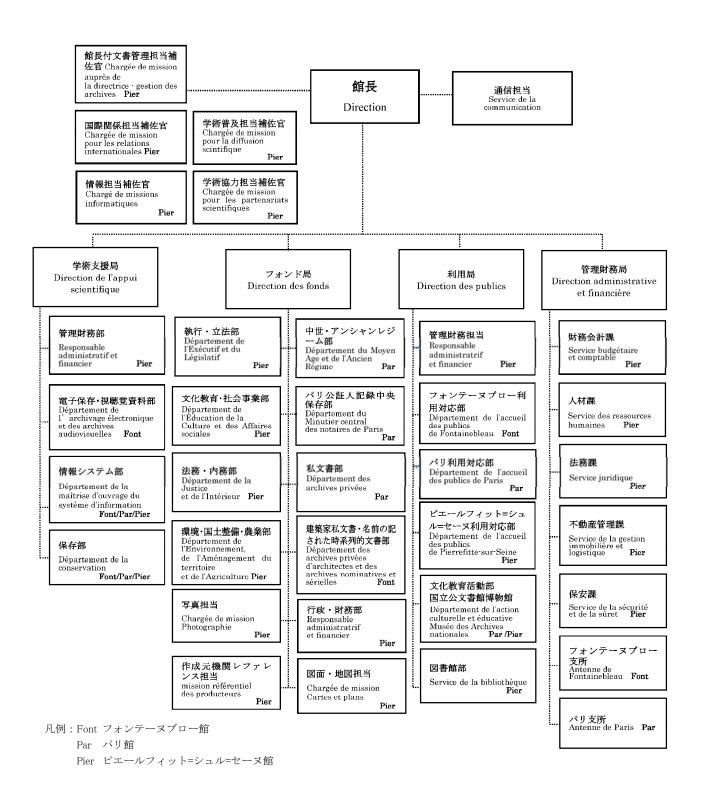


図2 国立公文書館の組織図

出典: Archvies nationales Organigramme (2013年9月版)より作成

(5) 国立労働文書館(ANMT)の所掌事務

- ・企業や経済社会団体により作成された、労働に 関する公文書と国家の性格を有する私文書の 収集、寄贈等による受入、選別、分類、目録作 成、保存、修復、提供及び活用。
- ・地方公文書館と連携し活動を行う。
- ・活動推進に必要な情報の収集、研究成果の公表、 国内外の研究者との提携。

(6) 国立公文書館等の職員数について

2013年度の予算による2013年度の定数は以下の とおりであった²⁹。

表 2013年度 職員数

	組織	人数
1	国立公文書館 AN	515
	ピエールフィット=シュル=セーヌ館	290
	パリ館	175
	フォンテーヌブロー館	50
2	国立海外文書館 ANOM	39
3	国立労働文書館 ANMT	16
4	国立マイクロフィルム・デジタル化センター CNMN	9
	1 1 1	579

出典:2013年度予算法案付録より作成

表1のうち、国立マイクロフィルム・デジタル 化センター (CNMN) だけが、全国管轄部局 (SNC) ではなく、フランス省庁間アーカイブズ部の1組 織である。

(7) 文化通信省管轄以外の行政機関の公文書館

外務省、国防省の文書については、国立公文書館は権限を有せず、両省がそれぞれ必要な管理等を行っており、両省とも独自の公文書館を有している。

- ①外務省 アーカイブズ局 (Direction des archives)管轄
- · 外務省公文書館(Archives diplomatiques, La Courneuve)
- ・ナント外交文書センター (Centre des Archives diplomatiques de Nantes: CADN)
- ②国防省記憶遺産アーカイブズ局 (Direction de la mémoire, du patrimoine et des archives: DMPA)

管轄

- 国防史編纂部 (Service historique de la Défense : SHD) 全国 9 施設
- 国防省通信視聴覚成果物保護公社 (L'Établissement de communication et de production audiovisuelle de la Défense : ECPAD) また、フランスの立法府を構成する国民議会 (Assemblée nationale) 30 及び上院(Sénat) 31 は、そ れぞれのアーカイブズサービスを有している。文 化遺産法典では、議会に関する立法資料は、立法 府の機能に関する1958年11月17日オルドナンス58 -1100号によって規定されるとするが(L第211-4 条)、2008年の文化遺産法典改正時に三権分立の原 則が強調され、同オルドナンスの7条の2に各議 会はそれぞれの文書の所有者であり、文書の保存 と活用に責任を有し、文書の収集、保存、分類、 閲覧提供を決定する、という条文が加えられた (2008年7月15日法2008-69632)。それ以降は、議 会の文書は国立公文書館には移管されていない。

また、司法府の国務院、フランス会計院なども それぞれアーカイブズサービスを持ち、文書の保 存及び閲覧を行っている。

2.2.3 地方公共団体の組織

地方公共団体のアーカイブズ管理は、文化遺産 法典のL第212-6条からL第212-14条及びR第 212-49条からR第212-64条、さらに地方公共団体 総合法典(Code général des collectivités territoriale)のR第1421-1条からR第1421-3条、R第 1421-14条及びR第1421-15条に規定されている。

フランスの地方行政区画は、26の地方圏、100の県、約36,000の市町村に分けられる。これらに設置された公文書館は、地方圏公文書館26館、県公文書館101館、市町村公文書館670館で、すべてあわせると797館である³³。

このうち、県公文書館(Archives départementales)は、革命暦ブリューメル月5日法(1796年10月26日³⁴)により国家部門として各県に設置されることとなったことにさかのぼる。その後長く県公文書館は国の管轄下にあったが、地方分権の流れの

中、地方分権化組織となり35、1986年1月より各 県の県議会 (Conseils généraux) の議長 (présidents) の管理下に移され、県に運営権限が委譲された。 ただ、県公文書館の館長は国家公務員で、国のコ ンセルヴァトゥール (conservateur) 又は上級コン セルヴァトゥール (conservateurs généraux du patrimoine de l'Etat) から選ばれた者が就く(L第 212-9条)。県公文書館長は、県における国の出先 機関の統括者である県知事 (préfet de département) の管轄のもと、文化通信省のフラン ス省庁間アーカイブズ部(SIAF)と協力して国の 任務を遂行している。県公文書館に国から派遣さ れている職員数は、2012年には262名で³⁶、その内 訳は館長を含むコンセルヴァトゥール (conservateur) 137名、文書研究を目的とした職 員77名、ドキュメンテーション担当48名であった。 県公文書館にはこのような国から派遣される国家 公務員のほか、地方公務員のコンセルヴァトゥー ル (conservateur) も勤めている。

県公文書館は主に以下の文書を収集の対象としている(R第212-62条)³⁷。

- ・フランス革命前のもので、法律により県に所属 するとされた、行政機関、裁判及びあらゆる法 人、組織から生じた文書
- ・1789年以降の県の議会、行政機関及び公施設法 人から生じた文書
- ・1789年以降当該県で機能する又は機能した国の 地方分散化組織及び国の公施設法人から生じ た文書
- ・当該県に関する裁判所付属吏の作成した原本及 び帳簿類
- ・人口2,000人未満の市町村の文書館に保存されている、150年の期間を経過した戸籍記録、利用されなくなってから少なくとも30年を経過した地籍図及び土地登記簿並びに100年を経過したその他の文書
- ・有償又は無償で、一時的又は最終的に寄託され たその他すべての文書

地方公共団体の公文書の移管と廃棄については 2009年の訓令による全国共通の判断基準表がある³⁸。

3. フランス国立公文書館視察

平成25年11月25日にパリ館、翌26日にピエールフィット=シュル=セーヌ館を訪問し、担当者から説明を受けるとともに、館内の視察を行った。フランスの公文書館制度については前章まででまとめられているので、ここでは実際に視察した際の状況について概況を記していく。

3.1 パリ館

18世紀初頭に建築され、スービーズ侯爵の邸宅として使用されてきた館舎(スービーズ館)は、フランス革命後に収公され、1808年、ナポレオン一世の下で文書館にあてられ使用されてきた。その後、同敷地内へ閲覧用施設カラン(CARAN)の設置等も行われ、同館舎自体は資料の収蔵とともに文書博物館として使用されてきた。また、フォンテーヌブロー館、ピエールフィット=シュル=セーヌ館との三館体制に移行したことに伴い、所蔵資料の入れ替えと減量も行われたため、現在、博物館機能の充実を図り、改修(拡大)工事を行っている。

当館舎の扉を開くと、左手には受付が設置され、 右手に二階展示室へと続く階段が見えた。授業の 一環か、小学生くらいの子供達が楽しそうに館内 を見学して回っていたのが印象的であった。

館内の視察については、予定していた担当者の都合が付かなくなったため、急遽、パリ館館長ご自身から施設の案内をしていただけることとなった。



東側の書庫

まずは、一階受付脇にある館の模型にて鳥瞰的に建物の説明を受け、受付から続く部屋に案内された。そこは、カランができる前の閲覧室であり、現在、閲覧室として利用する以前の状態への復元工事を行っていた。また、元閲覧室から奥に続く部屋は、バロックのロカイユ様式の部屋で、元貴族の館の設え等を残し、その趣を活かして音楽コンサートや講演会等を行う場に活用しているとのことであった。

次に、我々は書庫へと案内された。書庫環境については、特に温湿度管理はしておらず、館建設後に追加した設備としては、電気と消火設備くらいとのことである。温湿度管理については、パリの気候の特徴として季節の変化に伴う急激な温湿度変化等がないため、わざわざ人工的に管理をする必要はないと判断しているとの説明を受けた。

館東側の書庫には、パリのパルルマン(高等法院 のこと)の資料等が主に収蔵されていた。パルルマ ンの資料は、ヨーロッパ最大の司法資料と評価さ れているとのこと、また、装丁はハードカバーで 編綴されているが、一部の外装にはカラフルな彩 色が残存している部分があり、編綴時に様々な彩 色が施されていたことがわかると説明を受けた。 館北側の書庫(Les Grands dépôts)には、第二帝政 期(1852-70)のものも所蔵されている。"trésor des chartes"と呼ばれる部屋には、王の顕彰関係 の文書が保存されており、その中で"鉄の扉" (l'armoire de fer)と呼ばれるものの中にはフラン ス革命以降の憲法や人権宣言などが保管されてい る。"文化遺産の日"には扉を開けて中を公開して いるが、滅多に公開することはないとのことで あった。

パリ館の所蔵資料については、シリーズごとの 分類を行っている。例えば、Iから始まるシリーズ は王の顧問官の記した文書、Pから始まるシリー ズは王の顕彰に関する文書などであり、シリーズ 内は年代順に並べている。シリーズは19世紀には 確立しており、現在でもシリーズを活かして保存 しているため、後述するピエールフィット=シュル =セーヌ館の収蔵文書とは、目録の編成方法に違い がある。

なお、当館の所蔵資料のうち、最も古い文書は 687年のものであり、文書以外にも、1M(メートル)原器など、モノ資料についても所蔵があるとの ことであった。

その後、書庫から公開部分である展示部分へと 移り、展示資料の説明を受けた。その際に、パリ 館の今後の展示の方針について説明があり、

- ・ピエールフィット=シュル=セーヌ館が開館した ため、パリ館は改修後、2年のうちに展示ス ペースを4倍に増やす予定。また、大きな展覧 会や教育プログラムの充実等を図っていく予 定である。
- ・ 貴族の館とアーカイブズを一般の方達にどのように見せるのかが課題である。
- ・文書及びアーカイブズがどのように作られるのか、バーチャルで見せることも、皆さんに知っていただくために有効と考えている。
- ・アーカイブズの中身が歴史的にわかるような展示(箱にも、木、革、金属もあるなど)を行いたいと考えている。

以上の点についてご説明いただいた。

展示の後は、ワークショップ等を行う教室部分を通り抜けて建物の外に出たが、ちょうど教室では小学生を対象にワークショップが行われているところであった。当館では小学生を対象に、歴史や古文書、印鑑作成のワークショップなどを開いており、年間で12,000人ほどの来館があるとのことであった。

スービーズ館を後にし、次に閲覧施設のあるカランへと移った。カランは、おおよそ20年ほど前に建設されたもので、閲覧席は150席が設置されている。

カランでの資料の閲覧請求等は、閲覧室に設置してあるPCから行う。目録は全て電子化しており、紙の目録は置いていない。また、目録はインターネットを通じて外部からも検索可能である。

カランとスービーズ館の地下は通路で繋がって おり、閲覧請求がなされた場合には、この地下通 路を通って資料が運ばれる。通路自体は20世紀に



地下を走る出納用カート

設置されたものだが、スービーズ館下の部分は、 一部14世紀のスービーズ館建設前の遺構部分もある。

地下通路を通じて閲覧請求された資料をカランに運ぶ際には、カートのようなもので運ばれる。 資料は、スービーズ館の書庫から探し、書庫内のエレベーターで地下まで下ろしてカートに乗せ、カランまで運び、閲覧カウンターまで届ける流れとなる。分量や距離的な問題から、閲覧に出すまでに時間がかかってしまうためカートを利用しているとのことであった。

3.2 ピエールフィット=シュル=セーヌ館

ピエールフィット=シュル=セーヌ館の概要をまずは説明しておきたい。当館は、パリ館(1808年開館)、フォンテーヌブロー館(1978年開館)に次ぐ3番目の国立公文書館として2013年1月に開館した。イタリア人建築家マッシミリアーノ・フクサス(Mr. Massimiliano FUKSAS)氏がデザインを手がけ、土地面積43,960平方メートル、収蔵面積62,048平方メートル、一般開放スペース5,400平方メートル(うち閲覧室1,400平方メートル(160席))、収蔵棚の長さ延べ200キロメートル(他の2館と合わせると約360キロメートル)で、主に、フランス革命以降の行政文書及び民間部門の資料を収蔵する役割を担っている。

26日午前に当館を訪れた我々は、まずフランス 国立公文書館長のアニエス・マニアン氏にお会い し、同氏及び我々の受入を担当されたフランソ ワーズ・ルメール氏から、フランス国立公文書館 及びピエールフィット=シュル=セーヌ館の概要について説明を受けた。

その主な内容としては、

- ・フランス国立公文書館は3つの場所に分かれているが、1つの組織として協調しつつ業務を進めている。国立公文書館では保存と公開がミッションである。
- ・ピエールフィット=シュル=セーヌ館への引っ越 しは、約16ヶ月かかり、2013年9月に終了した。
- ・所蔵資料は年間で書架延長として 5 km程度ず つ増えており、ほとんどがピエールフィット= シュル=セーヌ館である。
- ・現在、フランス国立公文書館では、2013-2016 年間の基本方針に沿って活動しており、科学、 文化、教育を重点項目としている(Projet scientifique, culturel et éducatif:PSCE), 2013 -2016)³⁹。この中では、国民への開かれたサービ スを行うこと、研究機関に対してよりオープン にするため大学等とのパートナーシップを結 ぶ、などの活動を行っている。国内の公文書館 のプロジェクトと、研究機関の要望とのマッチ ングを図る作業なども行っている。
- ・2016年に省庁間の文書管理の新システムである "VITAM" というものができる予定。
- ・目録等についてはコンピュータシステムの統合 を行って全て電子化しており、オンライン上で 検索して資料請求することとなっている。

以上の説明を受けた後、ルメール氏の案内で館内の視察を行った。

〇荷受場

最初に、移管される文書が館に到着する場である荷受場を視察した。この荷受場の特徴としては、10tトラックの荷台から直接館内に搬入できるように設計されている点であり、ブースは2箇所となっていた。担当者からは、各省からの移管文書の数量から、10tトラックでの搬入を可能にする必要があったと説明を受けた。

また、この荷受場では、ほこりや汚れを軽く落す処置等を行う程度であり、くん蒸施設は敷設されていない。これは、館の周囲には住宅地が広がっ

ており、周辺への配慮から、薬品を用いるくん蒸 を当館内で行うことは見合わせ、くん蒸処置は専 門業者が別の場所で行う形としているとのことで ある。

〇保管棟

ピエールフィット=シュル=セーヌ館の建物は、 閲覧室や事務スペースのある事務棟と資料を保管 している保管棟に大きく分かれる。保管棟は地上 10階建てで外側はアルミで覆われており、火災時 に類焼を防止するため、事務棟と保管棟の間は約 8mの距離をおき、消防署員が常駐している。ま た、保管棟はどの階も同じ造りとなっており、床・ 天井・壁は防火設計とのことである。保管棟内に は空調はなく、壁を厚くする、各書庫間に空間を 配すなどの措置を行って温度変化を少なくし、建 物全体の空調のみの管理となっている。昔はセン トラルコントロールで室温を調整していたが、コ ストがかかるためにやめてしまっているとのこと で、現状では、大体、夏は22℃、冬は16℃程度に なるとのことである。写真用の部屋は、もう少し 気温は低めに設定されているそうである。

〇保存資料

所蔵されている資料の多くは、紙の箱に入れられて排架されていた。火災があった際には天井からスプリンクラーで細かな水が噴霧されることになっているが、この方式であれば、資料本体に水分が付着すること、また通常でもほこりが付着することが防げるとのことである。また、資料の原秩序については、移管元から移管された時の状態で保管しており、閲覧請求があった際には、箱ご



保管棟内部 両側に書庫の入口が並ぶ

と閲覧に出していると説明を受けた。

〇目録採取作業

目録については、各省庁で付与するのが原則である。移管対象外の文書が含まれていた場合、移管元省庁にある段階で整理して送付してくるのが原則だが、例外的に公文書館で確認した段階で対応し廃棄することも制度上可能であるという。ただし、事例としてはあまりないそうである。

公文書館では、目録の内容に不備があるもの、 重要な資料で細目が必要である文書などについて 目録を付与する作業をしており、補完的な位置付 けとなっている。人の配置については、1省庁に つき、1チーム(4、5人程度)で対応している とのことである。

〇修復室

修復室の設置については、水分を使用する部屋 と使用しない部屋を分けて設置するよう配慮して いるほか、職員のアイデアを採り入れて部屋の設 計等を行ったとのことである。

文書の修復では、繕い等では日本の和紙も使用 し、また、革製の装丁をしている記録・図書も多 く、専門の担当者を置いていた。

〇閲覧/閲覧室

閲覧室の出入りに際しては、大きな荷物はロッカーに入れた上、閲覧室の入りロゲートで手荷物のチェックを受ける必要がある。これは、閲覧室から出る時も同様である。

閲覧に際しては、閲覧者はPC上で資料の検索及 び請求を行うこととなる。目録については、従来、 冊子状の目録を設置していたが、現在は全て電子



繕い等を行う修復室の様子



閲覧室の様子

化されオンラインの目録に統一された。よって、 冊子状の目録は常時設置せず、一般には公開して いない。PC上での請求について、使い慣れない利 用者がいる場合には、係の者が教えるなどして対 応しているという。

閲覧できる資料は、1日に1人10箱までとなっている。複写は可能であるが、1枚30円程度の料金がかかる。ただし、閲覧者自身で写真を撮影する場合には無料である。

なお、各省庁については、必要な資料を配達するサービスも行っていると説明を受けた。

〇教育

小中高校生向けに教育プログラムを組んでおり、 そのようなプログラムを実施する部屋も確保され ていた。

〇展示

当館の利用者出入り口の近くには展示室が設置されている。訪問時には、ピエールフィット=シュル=セーヌ館を建設する際に地元にお世話になったとのことで、ピエールフィット=シュル=セーヌの歴史についての展示を行っていた。展示資料は公文書館の所蔵資料であるが、ピエールフィット=シュル=セーヌ館の資料に限定してはいなかった。

〇利用者の利用スペース

閲覧室以外にも、適宜休憩が取れるようにベンチやテーブル、飲み物の販売機等を設け、スペースも広々と取っていた。

〇その他

事務棟の周囲や、事務棟と保管棟の間には池や オブジェが設置されている。これは、フランスで 公共施設を設置する場合には、予算の1割を芸術 作品等にあて当該施設に設置しなければならない とされているためとのことである。

また、池について質問したところ、紙の近くに 水分があるように見えるが、地下には資料の所蔵 が無いこと、建物等がしっかりしていて水分の進 入は無いこと、気候も湿気が高くはないので、あ まりこだわる必要はないと考えているとの回答を いただいた。

4. おわりに

フランス国立公文書館パリ館・ピエールフィット=シュル=セーヌ館の視察に関して、印象深かったこととしては、アーカイブズについての理解が国民の間に比較的浸透していると思われていたフランスにおいても、なお国民への理解浸透を第一の課題として取り組んでいたことである。先進的・理想的な姿のように思われたフランスのアーカイブズと国民との在り方が、実際には日本と同様の課題に取り組んでいたという点に、安堵感とともに、アーカイブズの世界の持つ宿命的な課題のようなものを感じた気がした。

また、アーカイブズの利用者像をどのように捉えるかという点についても大きな違いがあるように感じられた。日本では、一般の展示等の利用者、学校教育での被教育者から、館に来館する閲覧等の利用者へとの展開を想定しているように感じるが、フランスではその点は考えず別個のものとして活動を展開しているように感じられた。施設の設計・設置等とともに、学校教育との連携、研究者・研究機関との連携、研究者以外の一般国民・観光客等への展示・イベントを通じての働きかけなど、より合理的に進められているように感じられたのは、このような考え方の違いに根ざしているからではなかろうか。

最後に、視察を受け入れていただいたフランス 国立公文書館の方々のご配慮に感謝の意を表した い。

- ¹ archives nationalesの訳語には「国立文書館」、「国立公文書館」などの訳語が使われるが、本稿では当館のこれまでの 慣例にならい「国立公文書館」と訳す。
- 2 『改訂 逐条解説公文書管理法・施行令』ぎょうせい、2011年
- ³ フランスの文書管理の体制の歴史はフランス革命にさかのぼり、1794年革命歴2年メシドール7日の法律(Loi du 7 messidor an II) により国家文書保管庫(dépôt central des Archives nationales) が設置されている。
- ⁴ Ordonnance n° 2004-178 du février 2004 relative à la partie legislative du code du patrimoineにより制定。なお、フランスの法令はレジフランスのhttp://www.legifrance.gouv.frでアクセス可能。
- ⁵ 法典とは『フランス法律用語辞典第3版』(中村紘一・新倉修・今関源成 監訳、三省堂、2012年)によると、「同一の法分野をなす事項を集めて整序した法律の集合体(例えば、民法典、商法典、刑法典、民事手続法典)」を意味する。
- 6 文化遺産法典について紹介、研究したものに、佐藤毅彦 福井千枝「フランスの文書保存法制と地方図書館―文化遺産法典への編入とその経緯」『外国の立法』232号(国立国会図書館、2007年、34-50頁)、永野晴康「フランス文書保存制度の諸相-2008年法律による公文書保護制度を中心に-」『城西情報科学研究』20巻1号、城西大学情報科学研究センター、2010年、19-31頁などがある。
- ⁷ 規則の部は、2011年に制定された。Décret no^o 2011-573 du 24 mai 2011 relatif à la partie réglementaire du code du patrimoine (Décrets en Conseil d'Etat et en conseil des ministres) 及びDécret no^o 2011-574 du 24 mai 2011 relatif à la partie réglementaire du code du patrimoine (livres 1er à IV)
- 8 Ministère de la Culture et de la Communicationの訳語には、「文化コミュニケーション省」、「文化通信省」などがあるが、本稿では、外務省及び在日フランス大使館の日本語訳にならい、「文化通信省」と表記する。
- 9 Décret du 16 mai 2012 relatif à la composition du Gouvernement
- $^{10}~$ Décret n $^{\circ}~$ 2012–776 du 24 mai 2012 relatif aux attributions du ministre de la culture et communication
- 11 DRACは1977年に発足した組織で、共和国の地方行政に関する1992年2月6日付法(Loi no^o 92-125 du février 1992 relative a l'administration territonàle de la République)により、州 (region)と県 (départment) の知事 (préfet) のもとで、政府の文化政策を執行する。現在フランス本土に22の地域圏文化局(DRAC)がある。
- 12 SCNは中央行政と地方行政の中間的役割を担う。地方行政とは異なり国の性格を強く持ったサービスに関わり、中央 サービスと同様の機能を有するが、その性格は実践的なもの。省の管轄下のもと、ある程度の独立性を有する。
- 13 EPは文化協力公施設法人の設立に関する2002年1月4日付法(Loi no² 2002-6 du 4 janvier 2002 relative à la création d'établissements publics de coopération culturelle)によって創設された。運営の柔軟さと厳密な管理を両立させることを目的とした、法律上の法人格を有する施設。公役務(service public)の管理を行う行政的公施設法人(établissements publics à caractère administratif)や、公益性を有する商業的又は工業的活動を行う商工業的公施設法人(établissements publics à caractère industriel et commercial)の2つのタイプがある。管理と予算執行などにおいてある程度の独立性を有する。
- Décret n° 2009-1393 du 11 novembre 2009 relatif aux missions et à l'organisation de l'administration centrale du ministère de la culture et de la communication
- 15 Arrêté du 17 novembre 2009 relatif aux missions et à l'organisation de la direction générale des patrimonies
- http://www.archivesdefrance.culture.gouv.fr/static/7165
- décret n° 2012-479 du 12 avril 2012 relatif au délégué interministériel aux Archives de France et au comité interministériel aux Archives de Franceにより2012年に設置。同デクレによると、文化遺産総局長がフランス省庁間アーカイブズ代表 (délégué interministériel aux Archives de France:DIAF) となり、この代表により選ばれたフランス省庁間アーカイブズ 委員会は、最低1年に2度会合をもち、代表の諮問に応える。委員会は、文化担当省のアーカイブズ担当長、外務省 のアーカイブズ局長、国防省記憶遺産アーカイブズ長、経済財務産業省の環境サービス長、地方公共団体の長、国家 情報コミュニケーション省省庁間システム長、及び国家現代化総局長から構成される。委員会の役割は、アーカイブ ズ施設、ボーンデジタル文書の保存、アーカイブズの電子化、電子文書等のオンライン化など、アーカイブズの現代 化、及び実施管理のための国家行政機関間、あるいは国家と地方公共団体間の活動の共通戦略の枠組みをさぐり、首相、関係閣僚、財務大臣等に提出することである。なおこの委員会の成果に、*Référentiel général de gestion des Archives*, Comité interministériel aux Archives de France, Octobre 2013がある。
- ¹⁸ アーカイブズ高等評議会は、公文書及び私文書に関する文化担当大臣の政策や、公文書館の新しいサービスの発展に 関する問題についての出版や調査プログラム、私文書や歴史文書の評価選別について諮問を受ける。
- 19 国家記念高等委員会は、国家記念の政策の対象と方向性について文化通信大臣に助言するほか、公式記念のリストを 毎年大臣に提案
- 20 コンセルヴァトゥールは、フランスの職能の1つ。考古学、アーカイブズ、歴史的建造物、博物館及び学術的技術的

遺産という 5 分野のコンセルヴァトゥール (conservateur du patrimoine) がいる。アーカイブズ分野のコンセルヴァトゥールは、グランゼコールである国立古文書学院 (École nationale des chartes) と国立文化遺産学院 (Institut national du patrimoine) の両方を修了した者に与えられる資格。コンセルヴァトゥールについては、2013年 8 月23日付デクレに詳しい (Décret no° 2013-788 du 28 août 2013 portant statut particulier du conservateurs du patrimoine)。

- ²¹ Circulaire du 2 nombre 2001 relative à la gestion des archives dans les services et établissements public de l'Etat
- ²² http://www.archivesdefrance.culture.gouv.fr/static/4878
- ²³ 各省の保存基準表は、Archives de Franceのサイトの中に掲載されている。 http://www.archivesdefrance.culture.gouv.fr/gerer/records-management-et-collecte/instructions/
- Arrêté du 24 décembre 2006 érigeant le service Archives nationales en service à compétence nationale Arrêté du 24 décembre 2006 érigeant le service Archives nationales d'outre-mer en service à compétence nationale Arrêté du 24 décembre 2006 érigeant le service Archives nationales du monde du travail en service à compétence nationale
- http://www.archivesnationales.culture.gouv.fr/chan/chan/pdf/organigramme.pdf
- ²⁶ Arrêté du 29 février 2012 relatif à l'organisation du service à compétence nationale Archives nationales
- 27 国立公文書館のホームページ参照。http://www.archives-nationalles.culture.gouv.fr
- 28 前注24のアレテより。
- ²⁹ http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/farandole/2013/pap/pdf/PAP2013_BG_Culture.pdf p. 62。なお、フランスの暦は暦年である。
- $^{30} \quad http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/fiches_synthese/septembre 2012/fiche_75.asp. \\$
- 31 http://www.senat.fr/adresse/annuaire-direction-de-la-bibliotheque-et-des-archives.html
- Ordonnance n° 2009–483 du 29 avril 2009 prise en application de l'article 35 de la loi n° 2008–696 du 15 juillet 2008 relative aux archives
- 33 Chiffres clés 2013 Archivesによる。
 http://www.culturecommunication.gouv.fr/Politiques-ministerielles/Etudes-et-statistiques/Les-publication/Collections-d-o
 uvrages/Chiffres-cles-statistiques-de-la-culture/Chiffres-cles-2013
- $^{34}\,\,$ Loi du 5 brumaire an V
- Loi n° 83-663 du 22 juillet 1983 complétant la loi n° 83-8 du 7 janvier 1983 relative à la répartition de compétences entre les communes, les départements, les régions et l'Etat
- 37 市町村公文書館はR212-57に収集対象が規定されている。
- 38 Instruction DAF/DPACI/RES/2009/018 http://www.archivesdefrance.culture.gouv.fr/static/3217
- 39 http://www.archivesnationales.culture.gouv.fr/chan/chan/pdf/psce-2012.pdf (※URLの最終アクセス日は平成26年1月20日)